

令和6年度

試験名:編入学試験

【社会・国際学群社会学類法学主専攻】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
外国語	<p>米国最高裁判所における人種によるアファーマティブアクションの合憲性を示した The Japan Times の記事 U.S. Supreme Court bans race-based university admission の文章から出題を行った。</p> <p>問 1 記事において取り上げられている裁判で訴えられたハーバード大学、ノースカロライナ大学について記述した文に関して、その構造と意味が把握できているかを尋ねた。</p> <p>問 2 歴史的な差別への対応策としてのアファーマティブアクションについて述べた文章の文意を把握した上で、自らの見解を展開できているかを尋ねた。</p> <p>問 3 アファーマティブアクションの問題点に関する記述の下線部全訳を問うことで、文の構造と意味が把握できているかを尋ねた。</p> <p>問 4 文章全体を通して、記事が取り上げている米国最高裁・最高裁長官の議論の趣旨が理解できているかを尋ねた。</p>

令和6年度

試験名:学群3年次編入学試験

【社会・国際学群社会学類法学主専攻】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
専門科目(私法)	<p>問1 法律学の専門用語に関する知識を問う問題である。正解例は下記のとおりであり、正確性に応じて部分点を与えることがある。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 第三債務者:債務者に対して債務を負っている者、但し債権者自身を除く。(2) 第三者詐欺:取引の相手方以外の者が詐欺を行ったこと。取引の相手方が詐欺について悪意でなければ取消ができない(民法96条2項)。(3) 悪意の第三者:関連する事情を知っている第三者。一般用語で言う「悪意」、すなわち、当事者に対して損害等を与える意図を有していたり、行動が信義に反していたりする第三者については、「背信的悪意の第三者」と読んで区別する。(4) 不動産の第三取得者:不動産に設定された担保権の負担を含めて当該不動産を取得した者。(5) 物上保証人:他人の債務に関して、自己の有する物について担保権の設定を許諾した者。(6) 相殺適状:民法505条で定める要件(相対立する同種同一内容の債権が共に弁済期に達していること)を充たして相殺が可能となる状況。このままでは相殺は成立せず、一方当事者から相殺が援用されることによって相殺の効果が相殺適状時に遡って生ずる。(7) 包括遺贈:相続財産のうち一定割合を相続人以外の者に取得させること。包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有する。(8) 抗弁:相手方の主張の前提となる事実関係は否認しないが、相手方の主張に従わない正当な理由が別にある旨を主張すること。そのような別の理由それ自体を指すこともある。(9) 債権の準占有者:債権者ではないが、債権者のような外見を有している者。(10) 混同:権利と義務とが同一人に帰属した状態であり、第三者の権利が介在していない限り、原則として当該権利関係は消滅する。 <p>問2 名誉毀損あるいは業務妨害の成立要件についての知識と理解、及び、学問の自由と国会議員の活動の自由との関係について議論する能力を問う。固定された正解はなく、以下の点について議論しているか否かにより加点又は減点を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) 名誉毀損の成否についての判断基準は、一般人の有する知識と感覚に従うこと(具体的な当事者の有する知識や感覚ではない)(b) 名誉毀損について、事実の摘示と論評とが区別されること(名誉毀損の成立要件が異なる)(c) 国会議員の言動については、一般人とは異なる規律に服する部分があること(院内の発言等について院外で責任を問われない(憲法51条)等)(d) 業務妨害について、被害者及び加害者が誰であるかが区別されること(大学とXとは同一人でなく、問い合わせをしたのがYであるか否かについては証明が必要であるほか、Y以外の者のかかる行為をYの行為と同視すべきであるかについてはさらに議論が必要である)(e) 大学への問い合わせを促したことが業務妨害に当たるかについて、他の弁護士の弁護活動を批判した上で弁護士懲戒請求制度をテレビ番組で紹介した弁護士に損害賠償責任がないとした最高裁判例(最判平成23年7月15日民集65巻5号2362頁)が先例して参照されうること(制度を紹介したのみでは不法行為とならないと最高裁は判示しているが、原審は異なる判断を下している) <p>なお、関連事件として、京都地判令和4年5月25日平成31年(ワ)422号:大阪高判令和5年5月30日令和4年(ネ)1452号があるが、この判示ないし結論に従っている必要はない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

令和6年度

試験名:学群3年次編入学試験

【社会・国際学群社会学類法学専攻】

区 分	標準的な解答例又は出題意図
専門科目(公法)	<p>問1</p> <p>(1) 親告罪 被害者等の告訴がなければ検察官が訴追できない犯罪。</p> <p>(2) 遍在説 犯罪行為およびその結果に至る過程のごく一部でも日本国内で行われれば(構成要件該当事実の一部が日本国内で生ずれば)犯罪地が日本国内にあるとする見解。</p> <p>(3) 結果的加重犯 基本となる犯罪の構成要件に該当する行為によって一定の重大な結果が発生した場合に、基本的犯罪よりも重く処罰される犯罪(例えば傷害致死罪)。</p> <p>(4) 行為主義 刑法の処罰の対象となるものは、行為者の意思によりコントロール可能な身体的動静(行為)でなければならない。外部に現れない思想や内面的意思、心情のみを理由に処罰してはならない。</p> <p>問2 Xが若者Vを殴って軽傷を負わせたところ、Vに心臓の疾患があったため、殴打された際の衝撃で死亡した。Vの疾患は誰も知らなかった事実であり、かつ、誰も知ることができない事実であった場合、Xの行為とVの死亡との因果関係は認められるか。</p> <p>刑法上の因果関係の判断基底に関する議論を理解しているかどうかを試す問題です。行為者の行為と被害者の特異体質とが相まって結果が生じた場合、行為の結果との因果関係が認められるかに関して、折衷説及び客観説の対立があります。行為時の事情のうち、一般人が認識しえた事情及び行為者がとくに認識した事情のみを判断基底とする折衷説からすれば、本問のXの傷害行為とVの死亡との因果関係は否定され、傷害罪が成立することにとどまります。これに対して、行為時に存在したすべての事情を判断基底として考慮する客観説からすれば、因果関係が肯定され、傷害致死罪が成立する可能性があります(結果的加重犯の加重結果に対する予見可能性を要求する場合は傷害罪、要求しない場合は傷害致死罪が成立します)。学説の内容及びその事案への当てはめを説明できていれば可とし、学説の背後にある刑法に関する基本的な考え方(予防や応報など)に触れていれば加点事由とします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>